２０２５年９月５日　令和７年度第１回
青少年・居場所づくり部会　資料２－３

# 子どもの居場所づくり推進計画策定に向けた検討内容について

## 1. 子どもの居場所の定義について

### (1) 子どもの居場所の定義に含める要素

〇「場所」・「時間」・「人との関係性」の多様性

こども・若者が過ごす「場所」・「時間」・「人との関係性」全てが、こども・若者にとっての居場所になり得る。物理的な「場」だけでなく、遊びや体験活動、オンライン空間といった多様な形態をとり得ること。

〇本人の主体性・価値観の尊重

その場や対象を居場所と感じるかどうかは、こども・若者本人が決めることであり、そこに行くかどうか、どう過ごすか、その場をどのようにしていきたいかなど、こども・若者が自ら決め、行動する姿勢など、こども・若者の主体性を大切にすることが求められること。

### (2) 子どもの居場所の定義（案）

案1　子どもたちが自分らしくいられる「場所」「時間」「人との関係性」を含み、本人の主体性が尊重される安全・安心な空間

案2　子どもたちが安心して過ごせる「時間」「場所」「人との関係性」を含み、本人が主体的に関わり、その場を居場所と感じられる多様な空間

案3　子どもたちが自分の意志で訪れることができ、居心地の良さを感じる場所や活動、人との関係性を含む（オンラインも含む）、多様な空間

### (3) 検討いただきたい事項

ア　1（1）「子どもの居場所の定義に含める要素」における追加要素の検討

イ　1（2）「子どもの居場所の定義（案）」の検討及び選定について

※参考　類似計画等における「子どもの居場所の定義」一覧

| | 計画名 | 内容 |
|---|---|---|
| 国 | こどもの居場所づくり指針<br>※子どもの居場所とは | こども・若者が過ごす場所、時間、人との関係性全てが、こども・若者にとっての居場所になり得る。すなわち居場所とは、物理的な「場」だけでなく、遊びや体験活動、オンライン空間といった多様な形態をとり得るものである。<br>こうした多様な場がこどもの居場所になるかどうかは、一義的には、こども・若者本人がそこを居場所と感じるかどうかによっている。その意味で、居場所とは主観的側面を含んだ概念である。<br>したがって、その場や対象を居場所と感じるかどうかは、こども・若者本人が決めることであり、そこに行くかどうか、どう過ごすか、その場をどのようにしていきたいかなど、こども・若者が自ら決め、行動する姿勢など、 |

| | | |
|---|---|---|
| | | こども・若者の主体性を大切にすることが求められる。 |
| 川崎市 | 放課後等の子どもの居場所に関する今後の方向性 | |
| 杉並区 | 杉並区子どもの居場所づくり基本方針 | この基本方針における、「子どもの居場所」の定義は、国が令和５年（2023年）12月に策定した「こどもの居場所づくりに関する指針」も参考とし、「子どもが安心して自分らしく過ごすことができる場所や時間（オンラインも含む）全般を指す」ものとしますが、第3章及び第4章において区の取組の対象とする居場所の範囲は、第3章の1に示すとおりとします。 |

## 2. 計画の目指す方向について

### (1) 計画の目指す方向

◆子どもの居場所における大人と子どもの隔たりの解消

「子どもが使いたいと考える居場所」と「大人が考える居場所づくり」のギャップをうめていくための1つの方策として、市内にある子どもの居場所において、子どもの意見を取り入れるための取組を全市的に推進する。

◆子どもの居場所の充実に向けた連携の推進

子どもたちが健やかに成長できる環境、多様な子どもの居場所が地域に根付いていくための官民、民民における支援・連携強化の推進。

### (2) 検討いただきたい事項

ア　2（1）「計画の目指す方向」における文言の追加・削除等の検討

イ　2（1）を後押しする具体的なアクション

## 3. 子どもの居場所づくりの考え方について

### (1) 子どもの居場所づくりの考え方（案）

〇子ども視点での居場所づくりの推進

子どもの居場所に対する大人と子どもの考え方の隔たりを解消するため、子どもの意見を聴取しながら居場所づくりを進めるとともに、子どもの居場所に携わる大人への理解を促進し、子ども視点での居場所づくりや運営に取り組みます。

〇子どもの主体性・価値観を尊重した居場所づくり

子どもが居場所と感じる場所を整備、運営するため、子どもとともに居場所づくりを進め、子どもの主体性や価値観を尊重するため、子どもの「居たい、行きたい、やってみたい」を大切にした居場所づくりを推進します。

〇成長過程に応じた居場所づくり

子どもの健やかな成長のため、小学生、中学生、高校生世代といった各々の成長過程に応じた居場所づくりを進めていきます

〇多様なニーズに応じた居場所づくり

障がいや不登校、貧困など様々な個別のニーズに応じた支援を行う居場所づくりの支援に取り組んでいきます。

〇地域における多様な子どもの居場所づくりの推進

子どもの居場所となっている団体等と連携・協働し、各地区で子どもの居場所が増えていくような環境づくりを進めるとともに、地域の中で子どもたちが自分に合った居場所を見つけることができるように、子どもの居場所同士の連携強化にも取り組んでいきます。

(2) 検討いただきたい事項

ア　3(1)「子どもの居場所づくりの考え方(案)」における対象や文言の追加・削除等の検討

※参考　類似計画等における「子どもの居場所づくりの考え方・方針等」一覧

| | 計画名 | 内容 |
|---|---|---|
| 国 | こどもの居場所づくり指針 | 居場所づくりとは<br>1. 居場所と居場所づくりの隔たり<br>子ども・若者本人が居場所と感じるかどうかは本人次第だが、居場所づくりは第三者が主導するため、感じ方と作り方にずれが生じることがある。この隔たりを理解し、子ども・若者の視点や声を尊重しながら進めることが重要である。<br><br>2. 居場所の多様な性質<br>居場所には「居場所であることを目的としたもの」と「他の目的の結果として居場所になるもの」がある。例えば学校は教育の場だが、多くの子どもにとって居場所となっている。このように、教育・福祉・医療など幅広い大人が居場所づくりの責任を自覚する必要がある。<br><br>3. アプローチの種類と機能<br>居場所づくりのアプローチには、地域住民間の交流を促す「ユニバーサル／ポピュレーションアプローチ」と、個別ニーズに応じた支援を行う「ターゲット／ハイリスクアプローチ」の2種類がある。両者が一つの居場所内で融合している場合もある。<br><br>4. 多様なニーズへの配慮<br>特別なニーズを持つ子どもだけが利用できる居場所も必要だが、全ての子どもが利用できる配慮された居場所も同時に必要である。<br><br>5. 地域における切れ目のない居場所の確保<br>様々なニーズや特性を持つ子どもが、地域でライフステージに応じた多様な居場所を切れ目なく持てることが重要である。居場所が一つもない子どもが生じないよう、多様なニーズを把握し支援することが求められる。 |

| | | |
|---|---|---|
| | | 基本的な視点<br>【ふやす】～多様なこどもの居場所がつくられる～<br>【つなぐ】～こどもが居場所につながる～<br>【みがく】～こどもにとって、より良い居場所となる～<br>【ふりかえる】～こどもの居場所づくりを検証する～ |
| 川崎市 | 放課後等の子どもの居場所に関する今後の方向性 | 基本的な考え方<br>(1)子どもの声・主体性・価値観を大切にする居場所づくり<br>(2)発達段階に応じた目的・空間を有する居場所づくり<br>(3)子どもの状況に応じた支援の実施 |
| 杉並区 | 杉並区子どもの居場所づくり基本方針 | 居場所づくりの理念<br>(1)子どもが選択可能な多様な居場所づくりを推進します<br>(2)子どもの視点に立ち、子どもの声を居場所づくりや居場所の運営に反映します<br>(3)子どもの成長支援と権利保障の取組を推進します<br><br>基本的な視点<br>視点1　子どもの成長過程に応じた居場所づくりを進めます<br>視点2　子どもの居場所となっている一般区民施設を子どもの視点から見直します<br>視点3　個別のニーズに応じた居場所づくりを進めます<br>視点4　多様な担い手による子どもの居場所づくりを推進します |

以　上